

77 学位令公布

〔明治二十年五月〕

博士理学博士ノ五種トス

第三条 博士ノ学位ハ〔抹消〕〔印〕文部大臣ニ於テ大学院ニ入り

〔加筆・朱書〕〔水野〕

〔抹消〕〔印〕〔附〕〔印〕〔付〕〔印〕〔会〕〔議〕二〔附〕

定規ノ試験ヲ経タル者〔抹消〕〔印〕〔加筆・朱書〕〔水野〕〔抹消〕〔印〕〔水野〕〔印〕〔ト〕同  
等以上ノ学力アル者ニ〔印〕〔ラ〕〔印〕〔文部大臣〕帝国大学評議会ノ議ヲ  
経テ之ヲ授ク

〔谷森〕  
〔印〕

(注記1) 近々大学院ニ於テ定期ノ試験ヲ経ヘキ者有之候ニ付テハ速ニ学位ノ制被定度因テ別紙勅令按相添此段請閣議候也

明治二十年四月八日

文部大臣 森有禮

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ勅令按可決之上ハ大博士ニハ四位以上三位以下博士ニハ

七位以上五位以下ノ位階ヲ授ケラレ候様相成度此段併テ請閣

議候也

(注記2) (注記3)

勅令按

朕学位令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 玉璽

明治年月日

内閣總理大臣

文部大臣

勅令第号

学位令

第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス

第二条 博士〔抹消〕〔印〕〔加筆〕〔水野〕学位ハ法学博士医学博士工学博士文学

(注記4) 明治二十年五月十二日  
〔印〕〔伊藤〕  
内閣總理大臣 花押

各省大臣	外務	大藏	海軍	文部	通信
内務	〔山県〕 花押	〔大山〕 〔印〕	〔山田〕 〔印〕	〔森〕 花押	〔榎本〕 〔印〕
陸軍	〔大山〕 〔印〕	司法	〔山田〕 〔印〕	農商務	

文部大臣請議学位令發布ノ件ヲ按スルニ從前ノ学位ハ旧東京大學ニ於テ高等ノ学科ヲ卒業セシ者ニ授ケシニ止リシモ本件学位令ニ於テハ学位ノ称号ヲ博士及大博士ノ二等ニ分チ帝国大学ノ考試ニ及第シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニ帝国大学評議会ノ議ヲ経テ博士ノ学位ヲ授ケ又文部大臣ニ於テ博士ノ会議ニ付シ学問上著大ノ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ大博士ノ学位ヲ授ケ以テ其功績ヲ表章セントスルハ然ルヘシ但追書位階ノ儀ハ学位ニ関係ナク其人物并功績如何ニヨリ特別ノ詮議ヲ以テ之ヲ授ケラル、ハ格別請議ノ如ク叙位上ニ一定ノ準則ハ之

ヲ設ケラレサル方可然ト視認ス

勅令按

朕学位令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治〔二十〕年〔五〕月〔二十〕日

内閣總理大臣

文部大臣

勅令第〔十三〕号

学位令

第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス

第二条 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学

博士ノ五種トス

第三条 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験

ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国

大學評議会ノ議ヲ経テ之ヲ授ク

第四条 大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ會議ニ付シ學問

上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ之ヲ授ク

第五条 本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

(朱書)  
參照

勅令第三号 十九年三月一日

帝國大學令

第三条 分科大學ノ學科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ卒業

証書ヲ授与ス

第四条 分科大學ノ卒業生若クハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者ニシテ大學院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス

(朱書)  
勅令第二号

第七条 評議会ハ便宜ニ從ヒ帝國大學若クハ文部省ニ於テ開設ス

第一 學科課程ニ關スル事項

第二 大學院及分科大學ノ利害ノ銷長ニ關スル事項

第八条 評議官ハ文部大臣各分科大學教授ヨリ各一人ヲ特選シ

テ之ニ充ツ

第九条 評議官ハ五ヶ年ヲ以テ任期トス任期満ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勤続ヲ命スルコトアルヘシ

第十四条 (朱書)  
公文式 第三

勅令第一号

第十四条 国璽御璽ハ内大臣之ヲ尚藏ス

(朱書)  
國璽御璽ハ親署ノ後内大臣之ヲ鈐ス

第十五条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐ス

第十六条 國書條約批准外國派遣官吏委任狀在留各國領事証認  
狀及三等以上勳章ノ勳記ハ親署ノ後國璽ヲ鈐ス  
四等以下勳記ハ國璽ヲ鈐ス

第十七条 勅任官ノ任命ハ其辭令書ニ御璽ヲ鈐シ奏任官ノ任命

八 其奏薦書ニ御璽ヲ鈐ス

(朱書) 文部省伺 明治十一年十一月十八日

学位授与手続ノ儀ハ学制第百八十二章乃至第百八十八章ニ掲記有之候処其後明治八年十一月中文部省章程御達相成学位称号附与ノ件ハ専ラ文部卿ノ權限内ニ帰シ候ヘハ之レヲ授与候モ奏聞ヲ不經取計可然儀ニ付学制面手續ノ義改訂可相成ノ処當時既ニ学制改正ノ儀具陳可及見込有之其儘迂延イタシ居候然ル処目今東京大学ノ教育稍其歩ヲ進ムルニ際シ高等ノ学科ヲ卒リ候俊秀ノ士逐次輩出シ隨テ学位ノ授与ヲ要スヘキ時機ニ臨ミ候ニ付テハ適當ノ方法ヲ創設シ考試ヲ行ヒ登第ノ後ハ直ニ大学ニ於テ学位授与イタシ度此旨相伺候也

伺ノ趣聞置候事 十一年十二月二日

法制局議按

別紙文部省伺学位授与ノ儀者詳候処学制第八十八章ニ学位ノ称号ヲ与フルモノハ大学等ヨリ具状シ文部卿奏聞ノ上之レヲ補スト有之文部省章程下款第二十項ト矛盾ノ体ニ相見工候ヘハ学制ヨリ章程ノ方新ラシキヲ以テ勿論之レニ依ルヘキモノト相考候因テ左按ノ通御指令相成可然歟仰高裁候也

(朱書) 第式百九拾六号

文部省職員中大少監ヲ廃シ更ニ大中小視学書記ヲ置キ且教員ノ等次学位ノ称号等別表之通改定候条此旨布告候事

文部省官等表

卿	一等
大輔	二等
少輔	三等
学大督	四等
学中督	五等
学少督	六等
	七等
学大視	八等
学中視	九等
学少視	十等
記大書	十一等
記中書	十二等
記少書	十三等
	十四等
	十五等
	十六等
	同等
	三等同
	四等同

教員等表

奏任ヲ以テ之ヲ	接待ス
判任ヲ以テ之ヲ接待ス	

小學	中學	大學
等教授	等教授	等教授
教諭	以上	
教諭	五等	以上五等月給四百円以下百円マテ与フ
教諭	四等	以上五等月給四百円以下三十円マテ与フ
教諭	五等	以上五等月給一百円以下三十円マテ与フ
一訓導	以上五等月給三十円	
二訓導		
三訓導		
四訓導		
五訓導		

学位称号分チ三等トス

博	士
士	學
士	得業士

(注記1)

〔文部省往復課総〕〇〇号「法制局甲第四六号」「四月十二日」  
〔行政部第四十七号〕「四月十二日」

(注記2)

〔法制局〕「行政部」

(注記3)

「一」（簿冊内件名番号）

(注記4)

「甲」○

(注記5)

「文甲」○印

(注記6)

「済」

〔公文類聚  
治二十一年第十一編  
2A, 11, 314 第二十七卷〕明